

大正小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義（横浜市基本方針 P1）

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

- ①すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる学校づくりを目指す。
- ②子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの考えを積極的に取り入れ、実践へとつなげられるよう支援する。
- ③「いじめはどの学級でも、どの子どもにも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で子どもを見守る。子どもの状況把握に努める。
- ④「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない、いじめられている子どもを守り抜く」ことを表明し、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。保護者・地域そして関係諸機関との連携し情報を共有しながら、いじめ問題に対応する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

管理職、教務主任、児童支援専任、養護教諭、かかわりのある担任、及び専科教諭で構成することとし、これを「いじめ防止対策委員会」とする。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- いじめの事案に対して「学校いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織的に取り組む。
- いじめの疑いがあるとき（「いじめの疑いがある段階」で対応する）は、担任や一部の教職員で抱えることなく、児童支援専任がコーディネーターとなり、管理職に報告、相談、連絡を行い、全職員で対応していく。
- 管理職の判断を仰ぎながら、児童支援専任がいじめに関する情報の収集や記録、対応の役割分担を中心となって行う。
- 重大事態が起こった場合も同様に、この組織をもって調査を行う。
- 月1回を定例会とし（特別支援委員会と同時開催）、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) 委員会の活動内容

①いじめの未然防止

- ・だれもが、安心して豊かに生活できる学校風土づくりを進める。一人一人を大切にした楽しい授業、わかる授業を推進する。

- ・縦割り活動や学級、学年を超えた活動の中から、幅広い人間関係を培い、自己有用感を醸成する。

②早期発見、早期対応

- ・いじめを見逃さないために、「学校いじめ防止対策委員会」で定期的、及び、隨時に実施し子どもの様子を把握する。

- ・学校カウンセラーや児童支援専任教諭、養護教諭と連携し、子どもが気楽に相談できる体制をつくる。

- ・いじめの防止のため、教職員の資質・能力を高める研修を年間計画に位置づけて実施する。

③適切な対処、措置

- ・いじめが起こったときは、関係児童と保護者の思いをしっかり聞き、事実関係について正確に把握し、その解決に向けて迅速かつ丁寧に対応する。

- ・定期的に学校の取り組み内容について、当該児童や保護者に報告し、その解決に向けて取り組んでいく。

- ・必要に応じて学校カウンセラー、区役所、児童相談所、警察等の関係機関とも積極的に連携を図っていく。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情と思いやりを育む教育活動を推進する

- ・全教職員がどの子どもに対しても同じ指導、支援を行う。「学校のやくそく」に則った指導、支援について、隨時、子どもの実態を踏まえ、確認、共有する。

- ・学級としての集団づくり、及び他学年との「たてわり班活動」の機会に、人と関わることの楽しさを獲得したり、集団の中で自分の役割を果たしたり、協力することの大切さやよさを味わったりできるよう支援する。

- ・「すべての子どもが参加・活躍できる授業」を心がけ、工夫して実践する。授業研究会、自主的な他学級の参観、研修を通して研鑽を積むようにする。

- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に関する研修を行い、活用例を紹介し合ったり実施後の分析をしたりする。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。そのために、特別活動や道徳教育、人権教育を充実させ、適切な指導、支援に当たる。

- ・生活・学習の約束（大正中ブロック共通設定）や授業交流など、小中一貫教育の「よさ」を生かして近隣校と連携する。

(2) いじめの早期発見

いじめを見逃さない、教職員の子供を見る目と心を養う

- ・日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

- ・子ども及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、児童支援専任がいじめ相談窓口となって対応する。

- ・毎月行う特別支援委員会、及び、日常における子どもに関する情報交換において気になる子ども、配慮を要する子どもを全職員で共有する。
- ・定期的なアンケートや「いじめ解決一斉アンケート調査」や教育相談の実施等を行い、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。結果に応じて子どもの実態に合わせ、担任、児童支援専任が指導、支援に当たる。「特別支援委員会」にて共有化を図る。
- ・特別支援教育（ユニバーサルデザイン、自閉症等）に関する研修を実施し、理解を深める。
- ・学校カウンセラー（S C）、及び、スクールソーシャルワーカー（S SW）に学級を参観してもらい、アドバイスを受ける。
- ・地域療育センターのコンサルテーションを行い、子どもの様子から具体的な手立てを受ける。
- ・S Cによる「教育相談」の予定を毎月保護者に配付し実施する。児童支援専任が窓口となる。
- ・必要に応じて、S C、S SW、地域療育センター、区役所、警察等の諸機関との連携を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止、及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

（3）いじめに対する措置

被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う

- ・いじめの認識後、素早く管理職、児童支援専任、養護教諭、教務主任、関係する児童の担任等のチームを組織する。
- ・緊急に「いじめ対策委員会」を招集し、事実確認の方法、被害児童、加害児童、及び、保護者への対応を決定し、対応する。
- ・いじめの事実や対応の見通しについて全職員で共通理解を図る。
- ・いじめの事実について、児童、保護者への報告を行う。
- ・いじめが犯罪行為に当たると認められたり、重大事態に発展したりすることを想定し、管理職の判断で警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

（4）いじめの解消（横浜市基本方針 P14）

『いじめ解消の要件』

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（5）教職員への研修

- 年度初め、終わりにおける引き継ぎの会
- 夏季休業期間における児童指導研修、及び、特別支援研修、人権研修
- いじめ、不登校対策等の研修（「特別支援委員会」時のミニ研修等）

（6）学校運営協議会等の活用

- 学校運営協議会、大正中学校区学校・家庭・地域協働事業、学援隊運営委員会、キッズクラブ評議会等を活用し、地域での児童の様子を把握する。必要に応じて、アンケートを実施し、実態を把握するとともに、いじめの問題や学校が抱える課題等を共有し、地域とともに、いじめの早期発見・早期解決に努める。
- 学校説明会、学級懇談会、保護者学校評価アンケート等を活用し、保護者と情報を共有し、いじめの早期発見・早期解消に努める。
- いじめの問題は、学校だけで解決できるものではないことを保護者・地域と共有し、連携・協働して取り組んでいくようとする。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談 年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ いじめの定義、児童理解研修等	入学式、学校説明会 地域訪問
5月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談 学校生活アンケート①(記名式+ミニ面談)	学校運営協議会 学家地連絡協議会
6月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談 Y-Pアセスメント①	学校運営協議会
7月 8月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談	個人面談 よこはま子ども会議
9月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談 学校生活アンケート②(記名式)	
10月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談	中学校ブロック相互評価の会 学校運営協議会
11月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談 学校生活アンケート③(記名式+ミニ面談)	
12月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談 いじめ防止月間の取組、人権週間、	個人面談
1月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談	学家地連絡協議会
2月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談 Y-Pアセスメント②	新入生保護者説明会 学校運営協議会
3月	学校いじめ防止対策委員会(特別支援委員会)、教育相談 「いじめ防止基本方針」「学校のやくそく」見直し、共有 年間のふりかえり、新年度への引き継ぎ	幼保就学時聞き取り共有 小中進学時引き継ぎ共有

4 重大事態への対処

○重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会南部教育事務所に報告する。

○重大事態の調査・報告

いじめ防止対策委員会を中心に、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においていた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

○児童・保護者への報告

いじめを受けた保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

この大正小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組となるよう、学校運営協議会等の意見を聞きながら、保護者、及び地域の理解と協力のもと策定し、「学校いじめ防止対策委員会」を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直し、公表していくようとする。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、子どもの意見を取り入れる等、子どもの主体的、かつ積極的な参加を確保するようとする。